

保護者の皆様へ

## 平成27年度（2015年度）特別支援教育就学奨励費のお知らせ

大阪教育委員会

大阪市には、大阪市立小学校又は中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

制度の趣旨をご理解いただき、申請を希望される方は申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。支給される奨励費は、子どもたちの学校教育のためにお使いください。

### 1. 就学奨励費の支給対象者

- ① 「特別支援学級に就学している児童・生徒」の保護者
- ② 「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度(※)に該当する児童・生徒」の保護者
- ③ 「弱視、難聴、言語障がい等の児童・生徒で、障がいに応じた特別の指導（通級指導）を受ける児童・生徒」の保護者 [注：通級にかかる交通費（通学費）だけが支給対象です。]

※ 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

| 区 分                                                                                                     | 障 が い の 程 度                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障がい者                                                                                                  | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難（※1）な程度のもの                     |
| 聴覚障がい者                                                                                                  | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                             |
| 知的障がい者                                                                                                  | 1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの           |
| 肢体不自由者                                                                                                  | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者                                                                                                     | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療（※2）又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制（※3）を必要とする程度のもの           |
| ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。 |                                                                                                                 |
| ※2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。                                                                |                                                                                                                 |
| ※3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。                                               |                                                                                                                 |
| ※4 LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）等の発達障がい、又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者）は上記「障がいの程度」に該当しません。                      |                                                                                                                 |

## 2 支給内容

(注) 支弁区分の段階により支給内容が異なります。

| 支 給 費 目                   | 支弁区分Ⅰ段階                                                                                                                         | 支弁区分Ⅱ段階                                      | 支弁区分Ⅲ段階 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------|
| 学用品・通学用品購入費               | 学用品購入費及び校外活動費については、学校徴収金（児童・生徒費）相当額の2分の1。<br>通学用品購入費については、通学のため通常必要とする用品の購入に要する保護者負担額の2分の1。<br>(支給限度額：小学校 6,485 円、中学校 12,280 円) |                                              |         |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴わないもの)      |                                                                                                                                 |                                              |         |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴うもの)        | 学校徴収金（積立金）相当の実費の2分の1。<br>ただし、支給は年1回のみ。<br>(支給限度額：小学校 1,785 円、中学校 3,005 円)                                                       |                                              |         |
| 修学旅行費                     | 学校徴収金（積立金）相当の実費の2分の1。<br>ただし、支給は小学校・中学校でそれぞれ1回のみ。<br>(支給限度額：小学校 10,440 円、中学校 28,185 円)                                          |                                              |         |
| 学校給食費                     | 小学校：実費の2分の1、 中学校：実費の2分の1の半額                                                                                                     |                                              |         |
| 通 学 費                     |                                                                                                                                 | 実費                                           | 実費の2分の1 |
| 交流学习交通費                   |                                                                                                                                 | 実費                                           | 実費の2分の1 |
| 職場実習交通費（中学校のみ）            |                                                                                                                                 | 実費                                           | 実費の2分の1 |
| 新入学児童生徒学用品・<br>通学用品購入費    |                                                                                                                                 | 実費の2分の1<br>(支給限度額：小学校 10,235 円、中学校 11,775 円) |         |
| 医療費及び日本スポーツ<br>振興センター共済掛金 | 学校医療券発行（※）<br>及び共済・保護者負担額                                                                                                       |                                              |         |

(※) 医療費については、学校医療券が発行され、治療にかかった医療費について、教育委員会から直接医療機関に支払われます。(受診される前に学校へのお申し出が必要です。)

【学校医療券対象疾病】むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、濃疱疹、トラコーマ

## 3 申請方法

(1) 申請期限 …… 学校の定める日まで（通学の小・中学校にお問い合わせください。）

(2) 提出書類 (注) 申請理由により、提出書類が異なるので注意してください。

| 申 請 理 由                                            | 提 出 書 類                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①特別支援学級に就学している<br>児童・生徒の保護者                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育就学奨励費申請書</li> <li>・ 世帯の所得金額がわかる書類（※1）</li> <li>・ 特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（※3）</li> <li>・ 通学用品費購入申出書（※4）</li> <li>・ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申出書（※5）</li> </ul>                              |
| ②学校教育法施行令第22条の3<br>に規定する障がいの程度に該当<br>している児童・生徒の保護者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育就学奨励費申請書</li> <li>・ 世帯の所得金額がわかる書類（※1）</li> <li>・ 障がいの程度を証明する書類（※2）</li> <li>・ 特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（※3）</li> <li>・ 通学用品費購入申出書（※4）</li> <li>・ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申出書（※5）</li> </ul> |
| ③通級による指導を受ける児童・<br>生徒の保護者                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育就学奨励費申請書</li> <li>・ 世帯の所得金額がわかる書類（※1）</li> <li>・ 特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（※3）</li> </ul>                                                                                             |

(3) 申請書や添付書類にはたいへん重要な情報が含まれています。学校への提出については、保護者の方が持参または送付していただくようお願いします。

### 「3 申請方法」の「(2) 提出書類」に関する注意事項

#### ※1 世帯の収入額を証明する書類 (対象: 申請理由①②③)

申請書の《所得金額等の確認方法》で、「税情報を利用」又は「税情報を利用せず、証明書類を添付」のどちらかを選んでください。

##### 【税情報を利用する場合】

- 「税所法の利用」とは、市内に居住（平成27年1月1日現在）している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって、大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。税情報を利用すれば、申請者が証明書の交付を受ける手間がなくなります。
- 税申告をされていないなど、税情報の提供を受けることができない場合は、追加で証明書類提出が必要になります。（下の【税情報を利用せず、証明書類を添付する場合】をご覧ください。）
- 提供を受けた情報は特別支援教育就学奨励費の審査以外の目的には使用しません。また、提供を受ける税情報は当該年度分のみで、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、5年間保存後は消去します。
- 税情報の利用に関する同意は任意です。同意の有無により、支弁段階に影響が出るようなことはありません。

##### 【税情報を利用せず、証明書類を添付する場合】

- 収入・所得の有無にかかわらず、世帯全員の次のいずれかの証明書類を提出してください。

「平成27年度市民税・府民税証明書」

「平成27年度市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）」

「平成27年度市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書及び課税明細書（写）」

##### <市民税・府民税証明書について>

- ◆「平成27年度市民税・府民税証明書」は、平成27年6月以降に発行可能です。
- ◆証明書の発行は、市税事務所及び区役所で取り扱っています。  
※「市民税・府民税証明書交付申請書」の「使用目的」欄は、特別支援教育就学奨励費の口に「✓」印を付けてください。
- ◆所得が無いなどで市民税・府民税申告書を提出されていない場合には、事前に申告書の提出が必要です。お住まいの区を担当する市税事務所でも申告を行ったうえで、証明書の交付を受けてください。  
※所得が年金又は給与のみで支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされている方は、市税事務所での申告は不要です。

#### ※2 障がいの程度を証明する書類 (対象: 申請理由②)

「身体障がい者手帳（写）」「療育手帳（写）」「診断書（注）」のいずれかひとつを提出してください。

（注）「診断書」については、必ず、本市の所定様式（大阪市特別支援教育就学奨励費申請用）により提出してください。

#### ※3 特別支援教育就学奨励費口座振替申出書 (対象: 申請理由①②③)

口座振替を希望される場合に提出してください。（前年度と同じ口座を利用する場合は不要）

#### ※4 通学用品購入費申出書 (対象: 申請理由①②)

標準服（制服）、かばん、通学用靴、防寒具、雨傘、水筒など、通学のため通常必要とするものの購入にかかる経費について記入し、領収書等（原本）を添付のうえ、提出してください。

#### ※5 新入学生児童生徒学用品・通学用品購入費申出書 (対象: 申請理由①②)

小学校・中学校の1年生が対象です。標準服（制服）、体操服、ランドセル、かばん、通学用靴、雨傘、上履き、帽子、水筒など、新たに入学する児童・生徒が通常必要とするものの購入にかかる経費について記入し、領収書等（原本）を添付のうえ、提出してください。

#### 4. 就学奨励費の支給時期

平成27年12月及び平成28年4月（年2回）の支給を予定しています。

#### 5. 就学奨励費の支給基準（支弁区分）

保護者の属する世帯の“収入額”と“需要額”の比率により「支弁区分」を決定し、その支弁区分に応じて就学奨励費を支給します。

※決定した「支弁区分」については、平成27年10月頃に通知予定です。

##### ◆ 収入額

世帯全員（申請書の「家族状況」欄に記載のある家族のうち、平成26年12月31日現在、18歳以上の者。ただし、高校生は除きます。）の前年の合計所得金額から所得控除額（社会保険料、生命保険料及び地震保険料等）を差し引いた額を月額換算したものです。

なお、同一世帯で2人以上、特別支援学校及び特別支援学級に通学している場合は、その通学者数から1を減じた数（例：通学者が2人の場合は「1」（ $2-1=1$ ））に生活保護法による障がい者加算の額を乗じて得た額（参考：平成26年度は2人目から1人につき26,850円）を収入額から控除します。

○世帯全員とは、基本的には同居している方全員のことで、同居していなくても、税法上、保護者の扶養親族になっている方や、保護者等家計を支えている方が単身赴任等により別居している場合も含まれます。

○ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

##### ◆ 需要額

世帯の1ヵ月の生計費をいいます。この生計費は、提出された申請書に記載された家族状況を基に、厚生労働省の生活保護基準により算定したものです。

なお、平成26年度に特別支援学校（小学部・中学部）又は特別支援学級等に就学し、大阪市又は大阪府から就学奨励費による通学費の支給を受けた児童・生徒がいる場合は、その通学費（通級による指導を受けるための通学費を含みます。）を月額換算した額を需要額に加算します。

##### 【参考】

| 支弁区分   | 支給対象基準額（4人世帯の目安）  |
|--------|-------------------|
| I 段階   | 所得440万円未満         |
| II 段階  | 所得440万円以上 735万円未満 |
| III 段階 | 所得735万円以上         |

（注）

この支給対象基準額は、4人世帯の場合の目安額です。実際の支弁区分は、社会保険料、生命保険料及び地震保険料等の控除金額などによって異なります。

##### <就学援助を受けておられる場合>

就学援助を申請中の場合も、就学奨励費の申請はできます。ただし、就学援助の認定者については、支弁区分の段階にかかわらず、通学費（通級による指導を受けるための交通費）、交流学习交通費及び職場実習交通費（中学校のみ）だけが支給対象になります。

##### <生活保護（教育扶助）を受けておられる場合>

生活保護（教育扶助）を受けておられる場合も、就学奨励費の申請はできます。

また、生活保護（教育扶助）を受けておられる場合は支弁区分「I 段階」として取り扱いますが、就学奨励費からは通学費（通級による指導を受けるための交通費）、交流学习交通費及び職場実習交通費（中学校のみ）だけが支給対象になります。

【お問合せ先】 〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1-1100 オーク1番街11階  
大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター  
事務管理担当（就学援助グループ） 電話：06-6575-5654